

日本スポーツ振興センターによる災害給付制度について



学校でけがをして病院を受診した場合、日本スポーツ振興センターより給付金を受け取ることができます。

① 給付を受けられるのは？

学校管理下（登下校・校外学習・部活動を含む）でけがをして、

保険診療（健康保険がきく診療）を受けて、

治療にかかった医療費の自己負担分合計が1500円以上かかった場合。

② 給付される金額は？

医療費総額の $\boxed{\text{3割 (自己負担分)}}$ + $\boxed{\text{1割 (センターからのお見舞金)}}$
= $\boxed{\text{4割分}}$ を受け取ることができます。

※例えば自己負担額が1500円かかった場合→2000円が給付されます。

③ 他の医療制度を使った場合は？

・子ども医療証を使用した場合

・ひとり親家庭医療助成制度を使用した場合

⇒申請は可能です！

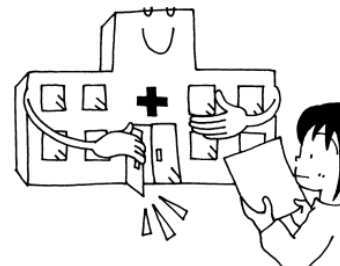
ご家庭での支払いが発生していないので、「お見舞金」の1割のみが給付されます。

給付の対象とならない場合

・生活保護を受けているご家庭

・交通事故など、加害者から損害賠償を受けられる場合

・保険診療外の治療（歯の矯正、美容形成など）



給付請求の手続きは学校で行います。ご希望される際は書類をお渡ししますので、学校までお知らせください。

にほん しんこう 日本スポーツ振興センター

さいがいきょうさいきゅうふきんせいきゅう てつづ なが 災害共済給付金請求の手続きの流れ



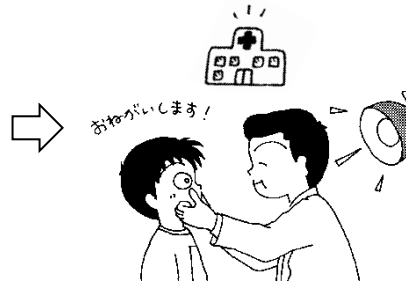
やまとちゅうがっこう ほけんしつ
大和中学校 保健室

せいきゅう てつづ がっこう おこな
請求の手続きは学校で行いますので、ほごしや かた しよるい きにゅう ていしゆつ
保護者の方には書類を記入・提出して
いただきます。

①けがが発生



②医療機関で治療を受ける



③学校より申請書類をもらう

こもん たんにん こえ
顧問や担任にお声がけください。



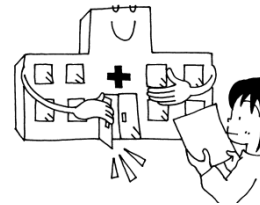
④ご家庭で用紙を記入する

こうざ か せいきゅうしよけんふりこみらいしよ
口座などを書く請求書兼振込依頼書と、
いりようしよしよ かくにんしよ まい
医療証使用についての確認書の2枚



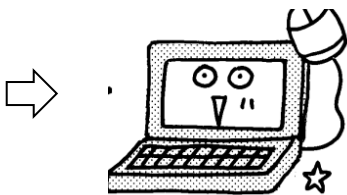
⑤病院で書類を記入してもらう

びょういん しよるい きにゅう
しつぷ くすり しよほう
湿布や薬を処方された場合は、
やつきよく しよるい きにゅう
薬局でも書類を記入してもらいます。



⑥書類をそろえて学校へ提出

がっこう てつづ おこな
学校でまとめて手続きを行います。



⑧ご家庭の口座に給付金が振り込まれる

しんせい すうかけつ よう りようしよ
申請から数ヶ月を要しますのでご了承下さい。

